

守山タクシー車内防犯カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、守山タクシー株式会社が所有するタクシー車内に犯罪の予防を目的として設置する車内防犯カメラの適正な運用を図るために、必要かつ基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、車内防犯カメラ(以下「防犯カメラ」という。)とは、いわゆるタクシー強盗等の犯罪の予防を目的として、タクシー車内に固定して設置された撮影装置で、映像を撮影し、記録する機能(映像と同時に音声を記録するなどの機能を付加したものを含む。以下同じ。)を有するものをいう。

(防犯カメラ管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置及び運用に際して、次の措置を講じるものとする。

- 一 タクシー利用者等の権利保護を図るため、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるよう調整すること。
- 二 防犯カメラを設置するに当たっては、旅客の見やすい場所に、防犯カメラの設置及び防犯カメラ作動中である旨の表示をすること。

(映像等の取扱等)

第5条 管理責任者は、映像等の取扱いについて、次の措置を講じるものとする。

- 一 映像及び音声(以下「映像等」という。)を記録した媒体の保管は、原則として1か月以内の範囲内で期間を定め、不要となった映像等及び当該期間経過後の映像等は速やかに消去すること。ただし、法令に規定がある場合又は捜査機関の犯罪捜査に協力する場合はこの限りではない。
- 二 映像装置からの記録媒体の取り外し及び映像等の再生は、管理責任者又は管理責任者から許可を受けた者が行うこと。
- 三 映像等の不正利用、外部流失、改ざん及び滅失等を防止するため、映像等保管期間中の記録媒体は施錠の出来る設備で厳重に管理すること。
- 四 防犯カメラから得られた映像等を設置目的外に使用したり、当運用基準に定める場合以外は外部に提供しないこと。ただし、法令に規定がある場合又は捜査機関の犯罪捜査に協力する場合はこの限りではない。

(本人への映像等の開示)

第6条

管理責任者は、本人から映像等の開示請求があり、その請求理由が相当と認められる場合には、第三者の利益に配慮した上で当該映像等を開示するように努めるものとする。

(苦情等に対する措置)

第7条

管理責任者は、利用客等から防犯カメラの設置・運用等に関する苦情等を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

平成 21 年 5 月 1 日 施行